



# 北茨城市商工会報

発行所  
北茨城市商工会  
北茨城市磯原町本町1-3-9  
TEL(0293)42-2511  
FAX(0293)42-0503  
URL: http://www.kitaiba-shoko.jp

発行責任者  
北茨城市商工会長 今井亨二

## 商工会は 行きます 聞きます 提案します

■発行日/平成23年4月25日 臨時号 商工会員数 1,084名 青年部員数 7名 女性部会員数 130名

この度の大震災により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。  
商工会は被災および影響を受けられた皆様のため、一日も早い復興の支援に取り組んでまいります。



津波により台座を残して流された六角堂



津波は平潟・大津・関南・磯原・中郷の多くの建物に被害を与えた  
(写真は平潟港付近の住宅地)

## 3月11日(金) 東日本大震災 北茨城市にも大きな被害をもたらす



大津港では建物のみならず多くの漁船も被害に



すっかり形を変えてしまった三ツ島

### 東日本大震災に関する 特別措置のご案内

- 税務関連 ..... 2 ページ
- 融資制度 ..... 3 ページ
- 雇用制度 ..... 4 ページ

東日本大震災に関する最新情報・各種支援策など  
**詳しい情報はこちらへ**



Webサイト



携帯サイト



北茨城市商工会

検索

モバイル中小企業庁

検索

中小企業庁

検索



# 税務関連

## ○申告・納付期限等の延長について（延長期間等未定）

震災が発生した平成23年3月11日以後に申告等の期限が到来するもので、被災地域の納税者。

	対 応	問合せ先
国 税	所得税・消費税・贈与税等 全ての税目について自動延長されています。	日立税務署 TEL 0294-21-6346（自動音声）
県 税	損害を受けた方に対し、期限等の延長がされています。 また損害に応じて、減免・徴収の猶予等の措置をとっています。	常陸太田県税事務所 TEL 0294-80-3311
市 税	住民税等、自治体によって対応が異なります。	北茨城市役所 税務課 TEL 43-1111（代）

## ○平成23年の所得税確定申告について

被災した年の所得税確定申告を行う場合、被災された個人については所得税法上の雑損控除または災害減免法による方法のどちらか有利な方法を選択して控除（又は軽減免除）を受けることができます。

※今後、当会顧問税理士による控除・免除等の説明会を予定しております。詳しい日程等が決まり次第、商工会報や文書等にてお知らせいたします。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法
損失の原因	災害・盗難・横領による損失	災害による損失
対象となる資産の範囲	生活に通常必要な資産に限られます。 （事業用資産、別荘、30万円超の貴金属、山林など生活に通常必要でない資産は対象外）	住宅や家財。 損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除く）が時価の1/2以上であること。
控除額・免除額	控除額は以下のどちらか多い方の金額です。 *（損害金額＋災害関連支出金額－保険金等による補填金額）－総所得金額等×10% *災害関連支出金額－5万円 （災害関連支出とは、住宅取壊・家財除去・倒壊防止の費用などを言います。）	減免金額は合計所得金額によって以下のように決まっています。 500万円以下 全額免除 500万円超750万円以下 1/2免除 750万円超1,000万円以下 1/4免除 1,000万円超 対象外
その他	①雑損控除を適用するためには、災害証明書や盗難証明書などの書類が必要です。 ②災害関連支出の金額の領収書を、確定申告書に添付又は提出の際に提示する必要があります。	①災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下の人に限りです。 ②「損失額の明細書」を確定申告書に添付する必要があります。

（雑損控除は、損害を受けた資産の時価から受け取った保険金などの金額を差し引いた金額が所得の10%を超えるか、災害関連の支出が5万円を超えれば対象となります。）

## ○災害証明書の申請方法について

申請用紙は「一般住宅用」と「事業用資産」の2種類あります。詳しくは当会までお問い合わせ下さい。

【問合せ先】 当商工会 TEL 42-2511 ホームページ <http://www.kitaiba-shoko.jp>

# 融 資 制 度

## ○茨城県制度融資「東北地方太平洋沖地震特別対策融資」

- 対象者：震災により被害を受け、経営の安定に支障をきたしている県内に事業所を有する中小企業者等で、
- (1) 市町村長等から災証明を受けた方（国の災害関係保証の対象となるものに限る）。
- (2) 地震の影響により、地震発生後1か月当たりの平均受注高もしくは平均売上高が、前年同期比で5%以上減少しているもの又は5%以上の減少が見込まれるもの。

	上記(1)の対象者	上記(2)の対象者
融資限度額	設備資金 運転資金 8,000万円 設備・運転併用	運転資金 8,000万円
融資期間 (うち据置)	設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 10年以内(2年以内) 設備・運転併用 10年以内(2年以内)	運転資金 10年以内(2年以内)
融資利率	3年以内 . . . . . 1.2% 3年超5年以内 . . . . . 1.3%	5年超 7年以内 . . . . . 1.4% 7年超 10年以内 . . . . . 1.5%
保証料	0.7% (県が全額補助)	0.45%~1.9% (うち、県が5割補助)

【問合せ先】 当商工会 TEL 42-2511 茨城県産業政策課(金融グループ) TEL 029-301-3530

## ○日本政策金融公庫(国民生活事業)「災害貸付」および「セーフティネット貸付」

	災害貸付	セーフティネット貸付
対象者	① 事業所または主要な事業用資産について市町村等から災証明を受けた方 ② 上記①以外の方で、販売先又は仕入先が直接被害を受けたことが原因で、売上の減少、売掛金の固定化等、間接的に災害の被害を受けた方	風評被害や計画停電、原子力発電所の事故等、社会的要因により一時的に売上や利益が減少する等の業況が悪化しており、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる方等
資金使途	被災によって生じた損害を復旧するために必要な設備資金および運転資金	企業維持のため必要となる設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金
融資限度額	3,000万円(各融資制度に上乗せされる金額)	4,800万円
融資期間 (うち据置)	普通貸付 : 10年以内(2年以内) 普通貸付以外: 各融資制度に定められた期間	設備資金: 15年以内(3年以内) 運転資金: 8年以内(3年以内)
融資利率	① の方: 災害復旧資金のうち1,000万円まで融資後3年間 1.35%(特災利率) 4年目以降 各融資制度に定められた利率 ② の方: 各融資制度に定められた利率	設備資金 : 基準利率 = 2.25~3.40% 運転資金 : 基準利率 = 3.25~3.20% ※ただし、一定の要件に該当する場合は、貸付後3年間に限り特別利率が適用されません。

【問合せ先】 日本政策金融公庫 TEL(平日)0294-24-2451 / (土・日・祝日)0120-220-353

# 雇用制度

## ○離職・休業について

雇用保険失業給付の特例措置	①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できます。（休業）
	②災害救助法の指定地域（北茨城市を含む）にある事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても失業給付を受給できます。（離職）
未払賃金の立替払制度	お勤めになっていた中小企業が地震によって被害を受けたことなどにより、倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金の一部（8割相当額）を立替払する制度が利用できます。
雇用調整助成金制度	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部（中小企業で原則8割）を助成する制度です。</p> <p>本助成金は、東日本大震災に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。</p> <p>*当商工会でも書類の作成指導を行っています。（10,000円～）</p>

## ○採用について

政府緊急対策	<p>①中小企業が被災者を1人雇用するごとに90万円を助成します。</p> <p>②中小企業が被災者を6ヶ月のトライアル雇用（試用）の後に正社員として雇った場合、1人につき最大160万円を助成します。</p> <p>③4月入社予定の内定取り消しとなった新卒者を正社員として雇った場合、1人120万円を上限10人まで助成するほか、3ヶ月のトライアル雇用（試用）の後に正社員として採用すれば1人につき90万円を助成します。</p>
--------	---

【問合せ先】 当商工会 TEL 42-2511 ハローワーク高萩 TEL 0293-22-2549

# 各種共済

	対 応（被害を受けた契約者）	問合せ先
小規模企業共済	①掛金の納付・一時貸付金支払いの猶予 ②共済の支払い迅速化 など	TEL 0120-557-266 （月～土／9：00～18：00）
中小企業倒産防止共済		
アクサ生命株式会社	①保険料払込猶予期間の延長 ②給付金・貸付金等の支払い簡易迅速化 など	震災に遭われた方専用ご相談ダイヤル TEL 0120-948-193 （月～金／9：00～17：00）